

○須高行政事務組合議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条 例

(昭和39年7月24日条例第4号)

改正 昭和52年6月15日 条例第3号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び第7号の規定により議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分については、須坂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年須坂市条例第15号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。